

● 1 消防用設備等の着工届等

(1) 工事整備対象設備等着工届（法第 17 条の 14、規則第 33 条の 18）

甲種消防設備士は、法第 17 条の 5 の規定に基づく政令で定める工事をしようとするときは、その工事に着手しようとする日の 10 日前までに、総務省令で定めるところにより工事整備対象設備等の種別、工事の場所その他必要な事項を消防長又は消防署長に届け出なければならない。★

ア 消防設備士でなければ行ってはならない工事又は整備（政令で定める工事、施行令第 36 条の 2）

消防用設備の種類	除かれる部分
屋内消火栓設備	電源・水源及び配管部分の工事
スプリンクラー設備	同上
水噴霧消火設備	同上
泡消火設備	電源部分の工事
不活性ガス消火設備	同上
ハロゲン化物消火設備	同上
粉末消火設備	同上
屋外消火栓設備	電源・水源及び配管部分の工事
自動火災報知設備	電源部分の工事
ガス漏れ火災警報設備	同上
消防機関へ通報する火災報知設備	同上
金属製避難はしご（固定式のものに限る）	
救助袋	
緩降機	
必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等（上記に掲げる消防用設備に係わるもの）	電源・水源及び配管部分の工事
特殊消防用設備等	同上

イ 消防法令に基づく申請書等の事務処理等に関する規定（平成 26 年 3 月 27 日付消防局訓令第 6 号）第 43 条の規定により工事整備対象設備等の着工届出書は、2 部消防長に提出するものとし、消防法令の規定による消防用設備等の設置及び維持の技術上の基準に適合していると認めるときは、その着工届出書に届出済印を押印し、1 部を届出者に返付すること。

(2) 消防用設備等の着工届に係る運用について（平成 5 年消防予第 285 号、消防危第 81 号）★

ア 共通事項

(7) 届出日等

法第 17 条の 14 の規定に基づく届け出は、消防用設備等ごとに次項イに定める基準日の、変更する場合にあっては、工事を行おうとする日の、それぞれ 10 日前までに行うこと。また、届出時に消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、その時点における一応の添付書類を提出させ、計画が決定した時点で差し替え等を行わせて差し支えないこと。

(4) 基準日

① 消火設備

各設備の配管（各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける場合を除く。）の接続工事又は、加圧送水装置等の設置工事を行おうとする日とする。

② 警報設備

警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日とする。ただし、受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日とする。

③ 避難器具

避難器具の取付金具の設置に係る工事を行

おうとする日とする。

④ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等

a パッケージ型消火設備

パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を行おうとする日とする。

b パッケージ型自動消火設備

パッケージ型自動消火設備の放出導管（放出口を直接取り付ける放出導管を除く。）の接続工事を行おうとする日とする。

(9) 届出の単位

届出は、防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所（以下「製造所等という。」）を設置する事業所ごとに行って差し支えないものとする。

(I) 添付図面

① 添付書類は折り上げで日本工業規格 A4 を原則とする。また、図面の縮尺は、100 分の 1 を原則とするが、その目的が達成される場合にあってはこの限りでない。

② 付近見取図

防火対象物又は、製造所等の所在地付近の略図。ただし、敷地が大きい場合は、敷地内の建物配置図も添付すること。

③ 防火対象物又は製造所等の概要

イ 設備別の添付図書

(7) 消火設備

① 消火設備の概要表

② 平面図

消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したものと及び消火設備の機器等の配置、配管状況等を明記したもの

③ 断面図

消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの

④ 配管系統図

消火設備の構造、配管の経路、口径等を系統的に明記したもの

⑤ 配線系統図及び展開図

配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動順序を示す接続系統を明記したもの

⑥ 計算書

次に掲げる事項を明記したもの

なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。

a 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法

b 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法

c 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所要揚程等の算出方法

d 電動機等の所要容量の算出方法

e 非常電源の容量の算出方法

⑦ 使用機器等

加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器（検定品を除く。）及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの

(4) 警報設備

① 自動火災報知設備、消防機関へ通報する火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備の概要表

② 平面図

警報設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの用途等を明記したものと及び警報設備の機器等の配置、配線状況等を明記したもの（自動火災報知設備の地区音響装置を非常警報設備（放送設備）（以下この項において「放送設備」という。）のスピーカーで代替する場合であっても放送設備の図書を添付する必要はないこと。） ◇平成 25 年 1 月 1 日改訂

③ 断面図

警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの

◇ 消防用設備等の届出

- ④ 配線図
電線管の口径、配線本数、電線路の立ち上がり、警戒区域等を明記したもの
- (ハ) 避難設備
- ① 避難器具の概要表
- ② 平面図
避難器具を設置する場所付近に避難器具の使用又は設置に障害となるおそれがあるかどうか判断できるもの及び避難器具の設置に係る階の防火区画、階段及び各室ごとの用途等を明記したもの
- ③ 立面図
避難器具の設置に係る部分の立面を明記したもの
- ④ 避難器具の設計図等
避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の取付金具及び取り付ける部分の詳細を明記したもの
- ⑤ 計算書
避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の算出方法を明記したもの
- (イ) 総合操作盤
- ① 総合操作盤の概要表
- ② 安全センターの評価書又は同申請書の写し
- ③ 平面図
総合操作盤に係る配線等を明記したもの
- ④ 総合操作盤の設計図等
総合操作盤で制御する機器等の一覧、構成機器の詳細を明記したもの
- ⑤ 設置場所の状況
総合操作盤を設置する場所の区画状況がわかるもの
- ⑥ 上記の各号については、自動火災報知設備等の関連する消防用設備等の着工届に添付するものであること。
- ウ 留意事項
- (ア) 消防用設備等の届出書に付する図書については、届け出者に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。
- (イ) 消防同意の際に消防用設備等の設計に関する図書が提出されているなど、既に消防機関において保有している図書がそのまま活用できる場合にあっては、当該図書をもって着工届出書の添付図書に替えることとして差し支えないこと。
- (ウ) 製造所等に設置されている消防用設備等に係る着工の届け出については、製造所等の設置又は変更の許可申請において既に2に掲げる添付図書と同一の図書が提出されている場合には、当該添付図書を着工届出書に添付しないこととして差し支えないこと。
- (エ) 消防用設備等の着工届出制度は実際に設置されている消防用設備等を消防において正確に把握し、設置に関する十分な指導を行うことにより、消防用設備等の適切な設置を図ることを目的とするものであるから、上記ア及びイの運用に当たっては実際に設置される消防用設備等の正確な把握に欠けることのないよう、図書の内容等に配慮すること。
- ◇(イ)平成24年1月1日削除
- (オ) 駐日外交機関(領事館)に消防法及び条例による消防用設備等又は特殊消防用設備を設置する場合において、着工届若しくは設備等設置維持計画が提出された場合は、通常の手続きにより受理し、不備があれば是正を求めること。
- ◇(オ)平成25年1月1日追加
- ◇(1)イ平成28年4月1日一部改訂
- ◇(2)ア(1)④平成28年4月1日追加

●2 消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査(法第17条の3の2、令第35条、規則第31条の3)

法第17条第1項の防火対象物のうち特定防火対象物その他の政令で定める関係者は、同項の政令若しくはこれに基づく命令若しくは同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準(法第17条の2の5第1項前段又は前条第1項前段に規定する場合には、それぞれ法第17条の2の5第1項後段又は前条第1項後段の規定により適用されることとなる技術上の基準とする。(以下「設備等技術基準」という。))又は設備等設置維持計画に従って設置しなければならない消防用設備等又は特殊消防用設備等(政令で定めるものを除く。)を設置したときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出て、検査を受けなければならない。

- (1) 消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等(特定防火対象物その他の政令で定めるもの)
- ア (2)項二、(5)項イ並びに(6)項イ(1)から(3)まで及びロ
- イ (6)項ハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る)
- ウ (16)項イ、(16の二)項及び(16の三)項(前記ア又はイの用途に供される部分が存するものに限る。)
- エ (1)項、(2)項イからハ、(3)項、(4)項、(6)項イ(4)、ハ及び二、(9)項イ、(16)項イ、(16の二)項並びに(16の三)項、(前記イ及びウを除く。))で延べ面積が300㎡以上のもの
- オ 特定1階段等防火対象物
- カ 非特定防火対象物は、下表による。

項	延面積(㎡)
(5)項ロ	500以上
(7)項	500以上
(8)項	500以上
(9)項ロ	500以上
(10)項	500以上
(11)項	1,000以上
(12)項イ、ロ	500以上
(13)項イ	500以上
(13)項ロ	300以上
(14)項	500以上
(15)項	1,000以上
(16)項ロ	500以上
(17)項	300以上
(18)項	300以上

◇(1)平成23年9月1日改訂
◇(1)平成28年4月1日改訂

- (2) 検査を受けなくてもよい消防用設備等(政令で定める消防用設備等)
簡易消火用具、非常警報器具

●3 消防用設備等の検査に係る留意事項★

防火対象物の関係者から消防用設備等を設置した旨の報告があった場合における検査の実施にあたっては、次の事項に留意して行うこと。

- (1) 検査は、防火対象物の関係者から提出された消防用設備等設置届出書(当該届出書に添付された設計図書及び試験結果報告書を含む。)と照合しながら行うこと。
- (2) 駐日外交機関(領事館)において消防法及び条例による消防用設備等若しくは特殊消防用設備等が設置され、設置届等が提出された場合は、通常の手続きにより検査を実施し、適正に設置されている場合には検査済証を交付し、不備事項があれば是正を求めること。 ◇(2)平成25年1月1日追加
- (3) 上記(2)によっては是正がなされない場合については、検査済証を交付しないこと。
- ◇(3)平成25年1月1日追加

- (4) 検査は原則として防火対象物の関係者及び試験結果報告書を作成した消防設備士等の立会いの上で行うこと。ただし、設置に係る工事を要さない消

火器などの消防用設備等にあつては、当該設置等に係る消防設備士等の立会いをさせないことができる。

- (5) 検査実施時においては、危害防止に留意して行うこと。
- (6) 検査終了後は、すみやかにその開始前の状態に復しておくこと。
- (7) 既に使用中の防火対象物の検査を行うときは、滞りなくその旨を十分に周知徹底させておくこと。
- (8) 令第32条により特例を認めた設備等については、当該認めた基準に適合して設置されていることを確認すること。
- (9) 法第21条の2の規定により検査を受けなければならない令第37条各号に掲げる検定機械器具等については、いずれも検定品であることを確認すること。
- (10) 法第21条の16の2の規定により自己認証の対象となっている令第41条各号に掲げる自主表示器具等については技術上の規格に適合している旨の自主表示マークが付されていることを確認すること。
- (11) 消防庁長官が定める基準に適合しなければならないとされている自家発電設備等については、その種類に応じ告示基準に適合するものであることを確認すること。なお、告示基準に適合するものとして所定の表示が付されているものについては設備等が告示基準に適合するか否かの検査は要しないものであること。
- (12) 防火対象物に設置された消防用設備等に係る検査をした場合において、当該消防法令に基づく技術上の基準に適合していると認めるときは検査済証を交付するものであるが、当該検査済証について手数料を徴収することはできないものであること。

● 4 消防用設備等又は特殊消防用設備等の点検及び報告(法第17条の3の3、令第36条)

法第17条第1項の防火対象物(政令で定めるものを除く。)の関係者は、当該防火対象物における消防用設備等又は特殊消防用設備等(第8条の2の2第1項の防火対象物にあつては、消防用設備等又は特殊消防用設備等の機能)について、総務省令で定めるところにより、定期に、当該防火対象物のうち政令で定めるものにあつては消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検させ、その他のものにあつては自ら点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならない。

- (1) 消防用設備等又は特殊消防用設備等について点検を要しない防火対象物は、(20)項に掲げる防火対象物とする。
- (2) 消防用設備等又は特殊消防用設備等について消防設備士免状の交付を受けている者又は総務省令で定める資格を有する者に点検をさせなければならない防火対象物は、次に掲げる防火対象物とする。
 - ア (1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項、(9)項イ、(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項に掲げる防火対象物で、延べ面積が1,000㎡以上以上のもの
 - イ 特定1階段等防火対象物
 - ウ 非特定防火対象物は、下表による。

項	延面積(㎡)
(5)項口	1,000以上
(7)項	1,000以上
(8)項	1,000以上
(9)項口	1,000以上
(10)項	1,000以上
(11)項	1,000以上
(12)項イ、口	1,000以上
(13)項イ、口	1,000以上
(14)項	1,000以上
(15)項	1,000以上

(16)項口 ※特定用途部分のないもの	1,000以上
(17)項	1,000以上
(18)項	1,000以上

エ 消防用設備等又は特殊消防用設備等の防火安全性能を確保するために、消防設備士等による点検が特に必要であるものとして総務省令で定める防火対象物にあつては、全域放出方式の二酸化炭素消火設備が設けられているもの。

◇令和7年1月1日追加

● 5 参考

- (1) 検定対象機械器具等の範囲(施行令第37条)
 - ア 消火器
 - イ 消火器用消火薬剤(二酸化炭素を除く。)
 - ウ 泡消火薬剤(総務省令で定めるものを除く。)
 - エ 火災報知設備の感知器(火災によって生ずる熱、煙又は炎を利用して自動的に火災の発生を感知するものに限る。)
 - オ 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備(総務省令で定めるものを除く。)に使用中継機(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の中継機を含む。)
 - カ 火災報知設備又はガス漏れ火災警報設備(総務省令で定めるものを除く。)に使用中継機(火災報知設備及びガス漏れ火災警報設備の受信機を含む。)
 - キ 住宅用防災警報器
 - ク 閉鎖型スプリンクラーヘッド
 - ケ スプリンクラー設備、水噴霧消火設備又は泡消火設備に使用する流水検知装置
 - コ スプリンクラー設備等に使用する一斉開放弁(配管との接続部の内径が300mmを超えるものを除く。)
 - サ 金属製避難はしご
 - シ 緩降機
- (2) 自主表示対象機械器具等の範囲(施行令第41条)
 - ア 動力消防ポンプ
 - イ 消防用ホース
 - ウ 消防用吸管
 - エ 消防用ホースに使用する差込式又はねじ式の結合金具及び消防用吸管に使用するねじ式の結合金具
 - オ エアゾール式簡易消火具
 - カ 漏電火災警報器

◇●5平成26年4月1日施行

◆ 通知

○ 消防用設備等に係る届け出等に関する運用について

平成10年3月4日新消指第2152号消防局長

このことについて、新潟県環境生活部長を通じて、別添のとおり「消防用設備等に係る届け出等に関する運用について」(平成9年12月5日付消防予第192消防庁予防課長)が通知されました。

本運用は、規制緩和の観点などから、軽微な工事に係る消防用設備等の着工届の省略及び設置検査の簡略並びに着工届及び設置届において重複している添付書類の省略及び消防事務と甲種消防設備士や防火対象物関係者の経済的負担の軽減化等を図ったものです。

当市においてはこの通知によるほか、下記のとおり運用することとしたので通知します。

記

- 1 検査の実施について
消防用設備等の検査は、別紙1「消防用設備等の工事区分による消防検査」のとおり実施する。
- 2 消防用設備等検査済証の交付について
消防用設備等の増設、移設又は取替え工事のうち、軽微な工事に該当するものにあつては、消防検査の

◇ 消防用設備等の届出

現場確認を省略することができるが、この場合であって設備等技術基準に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。

なお、検査済証には、その旨を明記するものとする。

【記載例】

消防用設備等の種類	スプリンクラー設備（ヘッドの増設、移設工事） 自動火災報知設備（感知器の取替え工事）
検査年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日（書類審査）

3 軽微な工事に係る確認について

軽微な工事に該当し、現場確認を省略した消防用設備等については査察等の機会をとらえ、維持台帳に編冊された経過一覧表及び試験結果報告書の内容並びに現場の状況を確認し、消防用設備等が適正に設置・維持されていることを確認すること。（別紙2）

4 軽微な工事に関する運用の周知について

軽微な工事に関する運用については次により周知すること。

(1) 甲種消防設備士に対しては、事前打合せ等の機会をとらえ、工事の区分、軽微な工事の範囲、工事実施上の留意事項等について、周知すること。

(2) 関係者に対しては、査察等の機会をとらえ、軽微な工事に係る修理、整備等の経過一覧表への記録並びに軽微な工事に係る図書の維持台帳への保存等について周知すること。

5 維持台帳の整備について

維持台帳については、各消防設備等ごとに構造、性能等及び設置時からの履歴を明確にしておくための図書を編冊しておくことが必要であり、防火対象物の関係者に対し、維持台帳の整備について指導すること。

6 その他

この運用は、平成10年4月1日から実施するものとする。

（別添、別紙1及び別紙2は省略）

○ 消防用設備等の工事着手後の消防設備士変更の取り扱いについて

平成26年3月11日新消設第391号消防局長

このことについて、消防法第17条の14の規定により工事整備対象設備等着工届出書（以下「着工届」という。）は、当該工事を行う消防設備士による届出義務が規定されていますが、着工届の届け出後又は当該工事の着手後に人事異動や廃業等で、他の消防設備士が引き続き当該工事を行う場合の着工届の取り扱いを下記のとおりとしたので通知します。

記

1 届出者等

(1) 当該工事を引き継ぐ消防設備士による着工届が必要であること。

(2) 工事内容に変更がなければ消防法施行規則別記様式第1号の7のみとすることができるものであること。

2 記載事項（別紙記載例参照）

(1) 届出日は、引き継ぎ後に別途届け出る年月日とする。

(2) 引き継ぎ理由、前任消防設備士名及び引き継いだ年月日等を経過欄に記載する。

(3) 工事内容に変更がある場合は、その部分の資料を添付する。

3 その他

当初の工事から特段の変更がない場合は、届出日から10日以内であっても引き続き工事又は工事の着手ができるものであること。

4 運用期日

(1) この運用期日は通知の日からとする。

(2) 平成26年3月5日付け新消設第383号設備保安課長通知は廃止する。

○ 任意設置等の消防用設備等着工・設置届出書の取扱について

平成19年12月11日設備指導係長事務連絡

このことについて、現在は明確な取扱がない状況です。しかしながら、消防用設備等は任意的に設置する場合であっても、安全性・信頼性を確保させなければならない性格のものである。そのために任意設置であっても、消防用設備等着工・設置届出書の提出を指導するものとする。特にガス系消火設備等による二次的災害の危険性のある設備や避難器具等の直接人命に係るものについては積極的に指導する。

また、提出された届出書について審査し、消防法上の技術上の基準に合わせるよう指導する。

例) 避難器具の避難ハッチは、令第25条に基づくものか、共同住宅の特例（220号等）の二方向避難のためのものか、または、任意のものかにより着工・設置届出書の提出がまちまちであった。今後は、全て提出させて技術上の基準に合わせるように指導する。

注) この取扱については、あくまでも指導であり相手方が拒否すれば強制できないもの。しかしながら、本来の目的は、書類の提出ではなく、消防用設備等としての目的で使用するため、安全性・信頼性を確保させることです。